オープンカウンター方式による物品調達拡充のお知らせ

福島県入札用度課では、令和７年９月１日以降、印刷物以外の物品購入についてもオープンカウンター方式にて行います

オープンカウンター方式とは

- 物品購入等の随意契約において、見積の相手方を特定せずに調達案件を公開し、参加を希望する業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。
- 印刷物については、昨年８月からオープンカウンター方式による調達を試行的に行っておりますが、**令和７年９月１日から印刷物以外の物品にも拡充**します。
- 調達案件は、**当課ホームページ（入札情報公開システム）**に**週3回（月・水・金）掲載**します。30万円以上300万円（印刷物は400万円）以下の物品を対象とします。
- 同方式導入後は、事業所にいながら見積参加が可能となります。

導入前	導入後
● 県出納局は、見積業者を選定し、調達案件（見積依頼と仕様書）をＦＡＸで送信する ● 選定業者が見積書を提出する ● 選定業者以外は見積合わせに参加できない	● 県出納局は、県ホームページ（入札情報公開システム）で調達案件（仕様書）を公開する ● 見積参加希望業者が電子入札システムで見積額を入力する ● 見積参加資格要件を満たした業者であれば参加できる

オープンカウンター方式による物品調達の概要

印刷物	印刷物以外の物品(拡充)
原則として、オープンカウンター方式で調達する 〔**参加資格**〕県内に本店があり、かつ自社の印刷設備で製造する印刷業者（一部案件において地域を指定する場合あり）	原則として、オープンカウンター方式で調達する 〔**参加資格**〕原則、県内に本店のある業者（競争性・取引実績等を踏まえ、①県内支店・営業所、②県外本店の順に拡大する場合あり。また、一部案件において地域を指定する場合あり）

例外　見積業者を選定し調達する（物品取引業者が限定されているなど）

オープンカウンター方式の対象案件

- 印刷物　　30万円以上400万円以下
- 印刷物以外の物品　　30万円以上300万円以下

問合せ先　福島県出納局入札用度課（物品購入契約担当）
連絡先　　電話024-521-7413　mail：nyuusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015c/open.html
《ホームページの掲載場所》「福島県」のトップページ　-「組織でさがす」-「出納局入札用度課」-「オープンカウンター方式のご案内」

（制度概要）電子見積合わせ及びオープンカウンター方式について

福島県出納局では、事業者の見積手続の利便性向上及び見積参加機会の拡大並びに契約手続きにおける公平性・透明性の向上を図るため、電子見積合わせ及びオープンカウンター方式を実施します。

○ 電子見積合わせについて

県が電子入札システムに登録した調達案件を事業者が閲覧し、電子入札システムで見積額を入力する方法です。見積書の作成や送付の必要がなく、電子入札システムへの入力のみで見積合わせに参加することが可能です。

○ オープンカウンター方式について

一定の参加資格を有するすべての事業者に見積参加を認める方法です。オープンカウンター方式の導入により、見積参加機会が拡大します。ただし、一部の調達案件については、オープンカウンター方式ではなく、県があらかじめ見積参加業者を選定して見積合わせを行う場合があります。

※電子見積合わせ及びオープンカウンター方式に参加するにはパソコン設定や電子入札システムの利用者登録が必要です。詳細は入札用度課の該当ページを参照し、必要な手続きを行ってください。

○ オープンカウンター方式の参加資格について

【印刷物】

①地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号のいずれにも該当しない者。
②「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者。
③「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱」に基づき入札参加資格の制限を受けていない者。
④福島県内に本店を有し、かつ、自社の印刷設備で製造する者。
⑤県が参加資格としてその他必要事項を定めた場合、その必要事項に該当する者。
⑥地域を指定した場合は、指定した地域内に本店、支店又は営業所（県内に本店のある支店又は営業所に限る）を有する者。

【印刷物以外の物品】

①地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号のいずれにも該当しない者。
②「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者。
③「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱」に基づき入札参加資格の制限を受けていない者。
④福島県内に本店を有する者。ただし、福島県内に本店を有する者だけでは競争性が確保できない場合は、県内に支店又は営業所を有する者及び県外に本店、支店又は営業所を有する者を含む。
⑤県が参加資格としてその他必要事項を定めた場合、その必要事項に該当する者。
⑥地域を指定した場合は、指定した地域内に本店、支店又は営業所（県内に本店のある支店又は営業所に限る）を有する者。

○ 調達案件の登録について

原則として、毎週３回（月曜日・水曜日・金曜日）に電子入札システムに調達案件を登録し、入札情報公開システムに調達案件名等を掲載します。ただし、それぞれの日が県の休日に該当する場合は、次の登録曜日に登録します。

○ 質問について

仕様書等に関する質問がある場合は、指定の質問書を提出期限までに電子入札システムにより提出してください。また、提出した旨を入札用度課に電話で連絡してください。

提出期限：調達案件登録日から起算して３日目まで（登録日が１日なら３日まで）

提出方法：**電子入札システム** ※持参、FAX、メール、電話又は郵送では受付できません。

回答方法：質問受付期限の翌々営業日までに、電子入札システムに掲載します。

○ 同等品申請について

同等品による見積書を提出する場合は、同等品申請書を提出期限までに電子入札システムにより提出してください。また、提出した旨を入札用度課に電話で連絡してください。

提出期限：調達案件登録日から起算して６日目まで（登録日が１日なら６日まで）

提出方法：**電子入札システム** ※持参、FAX、メール、電話又は郵送では受付できません。

回答方法：同等品申請締切日から起算して４日目までに、電子入札システムにより回答します。

○ 見積り方法について

見積りに参加する場合は、電子入札システムに見積額（税抜）を入力してください。なお、入力後の撤回等は認めませんので、調達案件や見積額に誤りがないよう注意してください。

○ 相手方の決定について

有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方として決定します。なお、見積決定となる同価格の見積をしたものが２人以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定します。

○ 見積結果の通知について

契約相手方が決定し次第、速やかに見積結果通知書を電子入札システムに登録し、その旨をメールにより見積参加者へ通知するので、電子入札システムで結果を確認してください。見積結果の送信先は、ＩＣカードを利用した見積参加事業者には、代表窓口情報に登録されたアドレスへ送信するので必要に応じて変更してください。

○ 電子見積合わせ及びオープンカウンター方式の試行に関するお問い合わせ先

福島県出納局入札用度課　物品購入契約担当

〒960-8670　福島県福島市杉妻町 2-16

ＴＥＬ：０２４－５２１－７４１３

ＦＡＸ：０２４－５２１－７９６２

メールアドレス：open_youdo@pref.fukushima.lg.jp

電子見積合わせ及びオープンカウンター方式　調達スケジュール

【印刷物】

	標準期間※
質問受付期間	３日目まで
紙見積参加受付期間	４日目まで
質問回答日 紙見積承認日	５日目まで
見積書提出開始日	６日目から
見積書受付締切日	７日目まで
見積合わせ実施日	８日目

【印刷物以外の物品】

	①同等品申請が可又は必須の場合の標準期間※	②同等品申請が不可の場合の標準期間※
質問受付期間	３日目まで	
紙見積参加受付期間	４日目まで	
質問回答日 紙見積承認日	５日目まで	
同等品申請締切日	６日目まで	－
同等品申請回答日	９日目まで	－
見積書提出開始日	１０日目から	６日目から
見積書受付締切日	１１日目まで	７日目まで
見積合わせ実施日	１２日目	８日目

※標準期間は、登録日から起算した日数（休日を除く）